

山梨県産材認証センター事業実施要領

（目的）

- 第1 この要領は、山梨県産材認証センター事業実施要綱（以下「要綱」という。）第28条に基づき事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

（認定審査基準）

- 第2 要綱第6条の認定審査は、次の5原則による分別管理能力を審査することにより行う。
- 原則1： 文書管理（分類管理が書類上で確認できること）
 - 原則2： 入荷の確認（入荷した製品等が県産材であるか否かを確認していること）
 - 原則3： 製品の分別（県産材とその他の木材を物理的に分別管理していること）
 - 原則4： 出荷の確認（出荷する製品等が県産材であるか否かを確認していること）
 - 原則5： 記録（分別管理の履行状況が第3者に説明出来るような記録を残せること）

（認証製品生産事業者及び認証製品審査基準）

- 第3 要綱第14条及び第18条の認定審査は、次の8原則による分別管理能力等を審査することにより行う。
- 原則1： 文書管理（分類管理が書類上で確認できること）
 - 原則2： 入荷の確認（入荷した製品等が県産材であるか否かを確認していること）
 - 原則3： 製品の分別（県産材とその他の木材を物理的に分別管理していること）
 - 原則4： 出荷の確認（出荷する製品等が認証製品であるか否かを確認していること）
 - 原則5： 記録（分別管理の履行状況が第3者に説明出来るような記録を残せること）
 - 原則6： 流通経路（県内登録事業者を経由して認証製品が供給されていること）
 - 原則7： 県内登録事業者との競合（県内の加工業者や流通業者との競合が図られないこと）
 - 原則8： 県産材の普及啓発（県外への利用においても積極的な普及啓発活動ができること）

（委託加工処理における条件）

- 第4 要綱第2条第3項の条件とは次のとおりとする。
- （1）製品についての責任は、委託者が負うこと。
 - （2）工程の一部を担う事業者（委託先）と、登録事業者（委託元）との間で、委託内容が書面で締結されていること。
 - （3）委託先の事業者の工場等において、製品の分別管理が明確になされており、

他製品との混合が無いこと。

（事業者登録に係る経費）

第5 要綱第2章の事業者登録に係る経費の種類及び額は次のとおりとする。

（1）登録（更新）審査料

○登録分野 ①素材生産・素材販売：5,000円／5年

②加工販売：10,000円／5年

③製品流通：10,000円／5年

※別途消費税がかかります。

・登録分野が複数となる場合は、各分野の合計額とする。

・FSC-COC 認証を取得している事業者が認証の範囲で登録する場合及び、原木市場運営事業者の素材販売分野に係る登録の場合、登録審査料は無料とする。

・登録審査料は認定（更新）申請書提出と同時に納入する。

（2）登録維持費

○登録分野 ①素材生産・素材販売：10,000円／年

②加工販売：20,000円／年

③製品流通：10,000円／年

※別途消費税がかかります。

・登録分野が複数となる場合は、各分野の合計額とする。

・山梨県木材協会会員事業者の登録維持費は上記の半額とする。

・登録維持費は登録年から毎年納入する。

（認証製品生産事業者登録に係る経費）

第6 要綱第3章の認証製品生産事業者登録に係る経費の種類及び額は次のとおりとする。

（1）登録（更新）料

○登録分野 製品認証：50,000円／年

※別途消費税がかかります。

・登録審査料は認定（更新）申請書提出と同時に納入する。

・認証できない場合は、手数料を全額返還とする。

（2）登録（更新）審査出張旅費

○登録分野 製品認証：認証審査に係るセンター職員の出張旅費実費精算額。

・出張旅費は審査終了後にセンターより請求する。

・申請事業者の経費負担の対象となる出張職員の人数は1名とする。

・旅費の算出基準は、センター運営団体の定める旅費規程によるものとする。

（認証製品証明書の発行に係る経費）

第7 要綱第3章第18条の認証製品審査に係る経費の種類及び額は次のとおりとする。

（1）認証製品証明書発行手数料

○登録分野 製品認証：50,000円／件

※別途消費税がかかります。

・証明書発行手数料は認証製品申請書提出と同時に納入する。

- ・認証できない場合は、手数料を全額返還とする。

(2) 認証製品審査出張旅費

○登録分野 製品認証：認証審査に係るセンター職員の出張旅費実費精算額。

- ・出張旅費は審査のためにセンター職員の出張が必要となった場合のみ、審査終了後にセンターより請求する。
- ・申請事業者の経費負担の対象となる出張職員の人数は1名とする。
- ・旅費の算出基準は、センター運営団体の定める旅費規程によるものとする。

(登録台帳)

第8 要綱第6条3項の県産材取扱認定事業者登録台帳は「要領－様式1」、要綱第14条3項の県産材認証製品生産事業者登録台帳は「要領－様式1－2」によるものとし、事業者認定書の交付と同時に登録台帳に登録・記載するものとする。

(定期監査)

第9 要綱第9条の定期監査は、事業者登録をした次年度から毎年度1回行うものとする。但し、要綱第23条の管理票発行等実績集計表の内容など、登録事業者における認証システムの運用に疑義が生じた場合は随時実施する。

- 2 登録事業者は定期監査の実施に協力しなければならない。

(管理票の交付申請)

第10 登録事業者が要綱第21条の県産材管理票の交付を受けるときは、県産材管理票交付申請書「要領－様式2」を提出しなければならない。

- 2 センターは前項の申請書の内容が適正であると認めた場合は、県産材管理票を1冊あたり3,000円 別途消費税がかかります。
有償交付する。

(認証シールの交付申請)

第11 登録事業者が要綱第24条のシールの交付を受けるときは、ラベリングシール交付申請書「要領－様式3」を提出しなければならない。

- 2 センターは前項の申請書の内容が適正であると認めた場合は、シール1枚あたり30円（消費税込）で有償交付する。

(刻印等によるラベリング)

第12 登録事業者が要綱第24条の刻印等によるラベリングを行うときは、その内容、使用する機器等についてセンター会長に書面で協議し、その承認を得なければならない。

(県産材使用認証書の発行)

第13 登録事業者が要綱第26条の県産材使用認証書の交付を受けるときは、県産材使用認証書交付申請書「要領－様式4」又は「要領－様式4－2」を提出しなければならない。

- 2 センター会長は前項の申請書の内容が適正であると認めた場合は、「要領一様式5」又は「要領一様式5－2」による県産材使用認証書を発行・交付する。
- 3 前項の発行に係る手数料は、1件あたり30,000円 別途消費税がかかります。交付時に徴収する。
ただし、国及び地方公共団体の事業による場合は、1件あたり10,000円 別途消費税がかかります。

（県産材利用住宅認証制度）

- 第14 センターは、要綱第27条に定める県産材利用住宅の認証に当たっては、別に定めるところにより、実施するものとする。
- 2 前項の結果、認証基準に適合していると確認された場合、センターは、別に定めるところにより、県産材利用住宅としての証明書を発行するものとする。

（運用規定）

- 第15 この要領で定めるもののほか、各種認定審査、事業者登録制度、ラベリング制度、合法性証明、県産材利用住宅認証制度の運用に必要な事項は別に定める。

附 則

- この要領は、平成16年9月9日から施行する。
- この要領は、平成18年9月6日から施行する。
- この要領は、平成21年5月28日から施行する。
- この要領は、平成22年8月31日から施行する。
- この要領は、平成24年10月18日から施行する。
- この要領は、令和7年4月1日から施行する。